

質量標準管理マニュアルの承認申請について

1. 承認申請の手続き

(1) 承認申請者

承認申請を行う者は、JIS B7611-2 (2015) 附属書 JC の表 JC.1 のうち、都道府県知事の承認を受ける必要のある者

指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関

計量士 (適正計量管理事業所の質量計の検査を行う場合)

計量士 (質量計の代検査を行う場合)

届出製造事業者

届出修理事業者

指定製造事業者

(2) 提出書類 (各2部提出。承認後1部返還します。)

承認申請書【様式1】

質量標準管理マニュアル (標準供給体系図、質量標準管理規則、質量標準管理細則、質量標準器一覧表、質量標準器管理台帳、質量比較器一覧表、質量比較器管理台帳、検査室配置図、各種観測紙見本)

基準器検査成績書

貸借契約書の写し (基準分銅等を借用する場合)

主たる事業区域を管轄する知事等の承認書 (又は受付印のある承認申請書) の写し ((1) の 又は の計量士が、その主たる事業区域を管轄する知事等の承認を既に受けている場合)

外注先の質量標準管理マニュアル及びその承認書 (又は受付印のある承認申請書) の写し (分銅の調整等を外注する場合)

2. 承認審査

必要な書類がもれなく提出されたことを確認した後、書類審査を行います。なお、マニュアル記載のとおり機器や設備等が保管・管理されているか、現地にて確認を行う場合があります。事前に連絡の上訪問しますので、立ち会いをお願いします。

3. 承認書の発行

審査の上適正と判断された場合、承認書を発行し、受付印を押印済みの申請書と提出書類一式とともに交付します。

4. 変更の届出

質量標準管理マニュアルの記載事項に変更が生じたときは、次により変更届を提出してください。

(1) 変更届の提出

変更届【様式2】に1.(2)の内 を除き当該変更に関わる書類全てを添付し2部提出してください。なお、審査上必要と判断する場合は、それ以外の書類についても提出してもらう場合があります。

(2) 審査

2 . に準じて審査します。

(3) 受理

審査の上適正と判断された場合、受付印を押印済みの変更届と提出書類一式を 1 部返還します。